

第6期障害福祉計画 国の基本指針に基づく【令和5年度】実績

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【基本指針①】 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を、令和5年度末までに地域生活に移行する。

項目	考え方	数値	R3実績	R4実績	R5実績
令和元年度末時点の施設入所者数(A)	令和元年度末時点の実績	15人			
【目標値】地域生活移行者数	施設入所から地域生活へ移行する者の数 (国の目標:Aの6%)	2人	0人	0人	0人

【基本指針②】 令和元年度末時点の施設入所者数を、令和5年度末に1.6%以上削減する。

項目	考え方	数値	R3実績	R4実績	R5実績
令和元年度末時点の入所者数(B)	令和元年度末時点の実績	15人			
【目標値】令和5年度入所者数(C)	令和5年度末の見込み数	13人	15人	13人	13人
【目標値】削減見込み(B-C)	差し引き減少見込み数 (国の目標:1.6%以上)	2人	0人	2人	0人

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【基本指針】 市町村ごとに協議会やその専門部会等保健、医療、福祉関係者による協議の場の活性化に向けた取り組みが必要。

遠賀中間地域障がい者支援協議会で協議を予定としているが、現状として協議の場の設置までは至っていない。今後も、引き続き協議をしていく。

3 地域生活支援拠点等の整備

【基本方針】 令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の、地域生活支援拠点等を確保しつつ その機能の充実のため年1回以上運用状況を検証及び検討する。

項目	考え方	数値	R3実績	R4実績	R5実績
地域生活支援拠点の整備	国の指針に即して、地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を中間市・遠賀郡を一帯とした地域に整備する。	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

令和2年4月より地域生活支援拠点等事業を実施し、事業者の登録及び利用者の新規受付を開始した。地域生活支援拠点等事業の評価・検証は毎年実施しており、地域生活支援拠点等の機能の充実を図った。

第6期障害福祉計画 国の基本指針に基づく【令和5年度】実績

4 福祉施設から一般就労への移行等

【基本指針①】「福祉施設から一般就労へ移行」について令和5年度中に、令和元年度実績の1.27倍以上を福祉施設から一般就労へ移行する。

項目	考え方	数値	R3実績	R4実績	R5実績
令和元年度の一般就労への移行実績(A)	令和元年度の実績	1人			
【目標値】 令和5年度中の一般就労への移行者数	令和5年度の目標 (国の目標:Aの1.27倍以上)	2人	2人	0人	0人

【基本指針②】「就労移行支援」について、令和5年度中に令和元年度の一般就労への移行実績の1.3倍以上を目指す。

項目	考え方	数値	R3実績	R4実績	R5実績
令和元年度の就労移行支援から一般就労への移行実績(B)	令和元年度の実績	1人			
【目標値】 令和5年度中における就労移行支援から一般就労への移行者数	令和5年度目標 (国の目標:Bの1.3倍以上増)	2人	2人	2人	1人

【基本指針③】「就労継続支援A型」について、令和5年度中に令和元年度の一般就労への移行実績の1.26倍以上を目指す。

項目	考え方	数値	R3実績	R4実績	R5実績
令和元年度の就労継続支援A型から一般就労への移行実績(C)	令和元年度の実績	0人			
【目標値】 令和5年度中における就労継続支援A型から一般就労への移行者数	令和5年度の目標 (国の目標:Cの1.26倍以上増)	1人	1人	1人	1人

【基本指針④】「就労継続支援B型」について、令和5年度中に令和元年度の一般就労への移行実績の1.23倍以上を目指す。

項目	考え方	数値	R3実績	R4実績	R5実績
令和元年度の就労継続支援B型から一般就労への移行実績(D)	令和元年度の実績	0人			
【目標値】 令和5年度中における就労継続支援B型から一般就労への移行者数	令和5年度の目標 (国の目標:Dの1.23倍以上増)	1人	1人	1人	1人

第6期障害福祉計画 国の基本指針に基づく【令和5年度】実績

【基本指針⑤】 令和5年度における「就労移行支援事業等」を通じて、一般就労に移行する者のうち7割が就労定着支援事業を利用する。

項目	考え方	数値	R3実績	R4実績	R5実績
令和元年度の就労移行支援から一般就労への移行実績(B)	令和元年度の実績	1人			
【目標値】 令和5年度中における就労移行支援から一般就労への移行する者のうち就労定着支援の利用者数	令和5年度の目標 (国の目標:Bの7割)	1人	0人	0人	0人

【基本指針⑥】 「就労定着支援事業所」のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

※現在町内において就労定着支援事業所はありませんが、計画期間中に新たに設置された場合、下記を目標とします。

項目	考え方	数値	R3実績	R4実績	R5実績
各年度における町内の就労定着支援事業所数(D)	計画期間中に新たに設置された場合を想定	1箇所			
【目標値】 就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数	令和5年度の目標 (国の目標:Dの7割以上)	1箇所	0箇所	0箇所	0箇所

5 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

【基本指針①】 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村若しくは圏域に少なくとも1箇所以上設置する。

<p>本町の状況</p> <p>中間市・遠賀郡圏域に児童発達支援センターが2箇所整備されており、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援のサービスを提供している。(くすのき:岡垣町、いっぽ:中間市)</p>

【基本指針②】 令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

<p>本町の状況</p> <p>保育所等訪問支援を提供している事業所は中間市・遠賀郡圏域に7箇所ある。 令和5年度はこれらの事業所によりサービスを提供している。本町における利用者数は、令和3年度2.3人/月、令和4年度2.8人/月、令和5年度6.7人/月と増加している。 主に幼稚園・保育園の利用児が多いが、学童期においても支援が必要な場合は、学童期でも利用をしている。</p>

第6期障害福祉計画 国の基本指針に基づく【令和5年度】実績

(2)主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【基本指針】 令和5年度末までに、主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等 デイサービス事業所を、各市町村若しくは圏域に少なくとも1箇所以上確保すること。

本町の状況

中間市・遠賀郡圏域に重度心身障がい児を対象とする児童発達支援・放課後等デイサービス事業所が3箇所整備されている。(こどもデイサービスにこり:岡垣町、ハッピーワークス:遠賀町、OZみずまき:水巻町)

※令和4年度 利用児童:1名

※令和5年度 利用児童:1名

(3)医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

【基本指針】 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

本町の状況

自立支援協議会で圏域市町と情報交換等は行ったが、協議の場の設置までには至っていない。また、対象児は1名いるが、コーディネーターの配置までには至っていない。